

平成28年第1回若狭町議会定例会会議録（第1号）

平成28年3月1日若狭町議会第1回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（15名）

1番	渡辺英朗君	2番	島津秀樹君
3番	辻岡正和君	4番	坂本豊君
5番	今井富雄君	6番	原田進男君
7番	北原武道君	8番	福谷洋君
9番	武田敏孝君	11番	清水利一君
12番	藤本勲君	13番	大塚季由君
14番	小堀信昭君	15番	小林和弘君
16番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 齊 書記 北清水 佳代

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 下 裕	副 町 長	中 村 良 隆
教 育 長	玉 井 喜 廣	会 計 管 理 者	蓮 本 直 樹
総 務 課 長	中 村 俊 幸	政 策 推 進 課 長	森 川 克 己
税 務 住 民 課 長	橋 本 清 考	環 境 安 全 課 長	深 水 滋
教 育 委 員 会 事 務 局 長	木 下 忠 幸	福 祉 課 長	小 堀 勝 弘
上 中 病 院 事 務 長 心 得	西 川 英 之	健 康 課 長	高 橋 久 直
建 設 課 長	谷 口 壽	水 道 課 長	北 野 美 喜 雄
産 業 課 長	森 下 精 彦	パ レ ア 文 化 課 長 心 得	飛 永 恭 子
観 光 交 流 課 長	泉 原 功	歴 史 文 化 課 長	永 江 寿 夫

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例等

の一部を改正する条例の一部改正について)

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 平成 27 年度若狭町一般会計補正予算 (第 6 号) |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 平成 27 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 平成 27 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 | 平成 27 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 | 平成 27 年度若狭町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 9 | 議案第 6 号 | 平成 27 年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 10 | 議案第 7 号 | 平成 27 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 11 | 議案第 8 号 | 平成 27 年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 12 | 議案第 9 号 | 平成 27 年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 13 | 議案第 10 号 | 平成 27 年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 14 | 議案第 11 号 | 若狭町行政不服審査会条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 12 号 | 若狭町宅地分譲事業基金条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 13 号 | 若狭町パレオ若狭維持管理基金条例の制定について |
| 日程第 17 | 議案第 14 号 | 若狭町訪問看護ステーション条例の制定について |
| 日程第 18 | 議案第 15 号 | 若狭町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部改正について |
| 日程第 19 | 議案第 16 号 | 行政不服審査法の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 20 | 議案第 17 号 | 若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 21 | 議案第 18 号 | 若狭町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 22 | 議案第 19 号 | 若狭町営バス運行管理条例の一部改正について |

- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 若狭町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 若狭町使用料条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 若狭町コミュニティセンター条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 若狭町国民健康保険診療所条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 若狭町サンレイク観光会館・三方駅条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 成出園地施設条例の廃止について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 福井県市町総合事務組合理約の変更について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 平成 2 8 年度若狭町一般会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 平成 2 8 年度若狭町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 平成 2 8 年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 平成 2 8 年度若狭町直営診療所特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度若狭町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度若狭町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 平成 2 8 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 平成 2 8 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 平成 2 8 年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 平成 2 8 年度若狭町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 平成 2 8 年度若狭町営住宅等特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号 平成 2 8 年度若狭町土地開発事業特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 4 0 号 平成 2 8 年度若狭町水道事業会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 1 号 平成 2 8 年度若狭町工業用水道事業会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 2 号 平成 2 8 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 3 号 町道路線の認定について
- 日程第 4 7 議案第 4 4 号 町道路線の変更について
- 日程第 4 8 議案第 4 5 号 財産の処分について

(午前 9時14分 開会)

○議長（清水利一君）

開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会の開会にあたりまして、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席をいただきましたことを心よりお礼申し上げます。

さて、本日、招集されました平成28年第1回若狭町議会定例会では、平成27年度一般会計ほか各会計の補正予算及び平成28年度各会計の当初予算並びに条例の制定や一部改正等の重要な案件を御審議いただくものであります。

議員並びに理事者各位におかれましては、健康に十分御留意をいただき、慎重な御審議と円滑な議事運営に御協力賜りますことをお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査11月分、12月分、1月分の結果報告書がお手元に配付のとおり報告されております。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として、森下町長、中村副町長、玉井教育長、蓮本会計管理者、中村総務課長ほか各担当課長等の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

ただいまの出席議員数は15名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、平成28年第1回若狭町議会定例会を開会します。

町長より発言を求められていますので、これを許します。森下町長。

○町長（森下 裕君）

皆さん、おはようございます。

今年は、雪の少ない暖冬の年となりまして、湖畔の梅の花も咲き始め、いつもより早い春の訪れを感じるところであります。

さて、本日、平成28年第1回議会定例会を招集させていただきましたところ、議員全員の御出席を賜り、開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

開会にあたり、私の町政運営に対する所信と施策の概要を申し上げ、町民の皆さん並びに議員各位の御理解と御協力をお願いするものであります。

平成28年度は、私が町政のかじ取りを担わせていただきましてから8年目を迎え、任期2期目の締めくくりの年となりました。この間、私は誰もが安心して暮らし続けられる若狭町の実現を目指し、多くの皆さんの知恵と行動力を結集し、全力でまちづくり

に取り組んでまいりました。

これまでの議員各位をはじめ、町民の皆様、関係機関の皆様方の温かい御支援、御協力に対し感謝を申し上げますところであります。

これからのまちづくりは、日々、刻々と変化する国内外の社会経済情勢に、よりの確かつスピード感を持って対応し、さまざまなことにチャレンジをする姿勢が求められていると考えております。これまでの基本姿勢を大切にしつつ、私が政策スローガンとして掲げた「みんなで創るみんなのまち」を今後も継続し、町の将来をしっかりと見据え、誠心誠意、町政運営にあたる覚悟でございます。

さて、昨今の本町を取り巻く諸情勢であります。国では長引くデフレからの脱却と少子高齢化の問題に真正面から向き合い、一億総活躍社会をつくり上げるため、3兆円を超える補正予算を編成し、地方創生、雇用・社会保障、農業・エネルギー政策など経済再生に引き続き最優先で取り組んできておられます。しかし、地方の経済を全般的に見ますと、景気回復の実感が乏しいとも言われており、今後の経済状況の推移を注意深く見守ることが必要であると考えております。

本町におきましても、少子高齢化や人口減少は確実に進行しつつあり、今後の大きな課題として捉えております。昨年実施をされました、国勢調査の速報値における本町の人口は1万5,264人で、5年前の調査と比較いたしますと835人、率にいたしましたら5.19%減少している結果となりました。急激な人口減少と少子高齢化の進展は、我が国が直面している大きな課題であり、これらを克服すべく、国では地方創生や地域経済の活性化に向け取り組みを本格化させております。

昨年は「地方創生元年」と呼ばれた1年でもありました。既に、全国の自治体においては、安倍内閣が重点政策に掲げる地方創生への取り組みを一斉にスタートさせ、地方版総合戦略の策定に着手をいたしました。

人口減少社会が到来する中、まさに「地方」の取り組みが大きくクローズアップされる局面を迎えております。

本町といたしましても、こうした国政の動きを注視しつつ、「ふるさと若狭町」の発展のため、本町の地域特性や可能性をしっかりと活かした地方創生に取り組むたいと考えております。

具体的には、昨年10月に策定いたしました「若狭町総合戦略」に基づいて、人口減少対策に今まで以上に取り組んでまいります。今後、交流人口をいかにして拡大させるか、また、定住人口をどのように増加させるかが大きな鍵になると考えております。

そこで、「若狭町総合戦略」では、1つ目「次世代の定住を促進する」、2つ目「若い

世代が住みたくなる地域をつくる」、3つ目「わかさの資源で産業を元気にする」、4つ目「関西・中京圏からの人の流れをつくる」、5つ目「広域連携により共通課題を解決する」の5つの基本目標を設定し、施策を行うこととしております。

そうした中、昨年、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の上乗せ交付金、タイプⅠ及びタイプⅡの交付決定をいただきました。タイプⅠの事業は、「若狭と京を結ぶ鯖街道熊川宿生き活きプロジェクト事業」また、タイプⅡの事業につきましては、空き家、空き施設の有効活用や次世代就農リーダーの育成に関する事業となっております。特に、タイプⅠの事業につきましては、全国の他の自治体の参考となる先駆性を備えた事業として採択されたものであります。日本遺産の認定を受けた鯖街道熊川宿を舞台に、発酵食や和食といった地域資源を活用し、その上で若狭町の「食文化」の魅力を国内外に発信することを目的に、国際シンポジウムや発酵食品の展示販売をはじめ、外国人の料理教室、若狭鯖街道うまいもん食フェアを、今月11日から3日間の日程で開催をする運びとなっております。そして来年度以降も、この事業における成果を有効に活用し、関西・中京圏をはじめ国内外からの交流人口の拡大に繋がっていきたいと考えております。

また、これまで人口減少対策として、全国に先駆けて設置をいたしました「若狭町次世代定住促進協議会」が中心となり、若狭町に住み続けてもらうための取り組みや、若狭町への移住サポート、あるいは、出会いの機会を提供する婚活支援によって「次世代の定住促進」を図ってまいりました。引き続き、関係機関と連携し、若者の定住とUターン・Iターンを推進し、若年層・壮年層を中心とした人口流出に歯止めをかけ、人口の流入を促進することで、人口減少の抑制を図ってまいりたいと考えております。

また、町内に存在する多くの空き家に関しましては、放置しておくとは深刻な課題となる反面、活用することができれば、有効な定住策に繋がるものであります。そこで、町内の空き家情報を一元管理し「空き家情報バンク」などにより、空き家情報を発信するとともに、空き家の活用が促進されるよう財政的な支援策も継続してまいります。

また、定住策の一環として、天徳寺の町有地を活用して整備した「若狭瓜割エコ住宅団地」につきましては、この春から分譲を行ってまいります。特に天徳寺周辺には、瓜割名水公園をはじめ、歴史・文化といった魅力的な地域の資源がたくさんありますので、こうした自然や地域資源を活かし、太陽光や小水力発電などの自然エネルギーを活用した、環境にも優しい住宅団地として、県内外に対し広くPRを行ってまいります。

上瀬区の住宅団地につきましても、さらに分譲が進むようPRを強力に進めてまいり

ます。

また新たな定住対策として、平成28年度福井県の「多世帯同居リフォーム支援事業」及び「多世帯近居住宅取得事業」を活用し、若狭町におきましても支援を行ってまいります。

一方、人と人の結びつきが希薄な社会が進行していく中では、多様化する町民のニーズに的確に対応しなければなりません。そのため、私は住民と行政の「協働」によるまちづくりを強く進め、住民と行政とが「絆」をしっかりと結び、まちの基盤を築くことが極めて重要であると考えております。

小学校区を単位として設立された「地域づくり協議会」は、これからの時代にふさわしい、高齢者や子供たちなどへのきめ細かい支援や防災に対応できる組織として、また、地域資源の活用や課題の解決に向けて総合的に協議し、対応できる組織として大変重要な役割があると考えております。

平成28年度におきましても、さらに基盤を強固にし、地域づくり活動を軌道に乗せるために、併せて身近な環境整備をはじめ、地域の課題を住民自らが解決するために主体的に取り組むための支援策として、「みんなでつくる地域づくり交付金」「みんなでつくる原材料支給事業」を継続いたします。それぞれの地域で、地域の実情に合ったきめ細かい活動を実施いただくことを願っております。

次に、本町の財政状況について申し上げます。

町の歳入の根幹となる町税収入につきましては、回復が足踏みする中、町財政を支えている普通交付税につきましても、「合併算定替え」が平成26年度で終了し、平成27年度から「一本算定」への移行に伴う段階的な縮減が開始をされたことと、原子力関係の交付金がいまだに不透明な状況にあるなど、引き続き財政基盤の安定を念頭に置きながら慎重な財政運営が求められております。

そこで、今後につきましても、国や県の動向に注視しながら、補助金などを積極的に活用するとともに、町の重点事業、将来計画の中で必要とする事業を慎重に精査し、選択と集中に基づいて予算配分し、きめ細かい住民サービスの提供を行っていきたいと考えております。

さて、本日開会いたしました3月議会におきましては、平成28年度一般会計をはじめ、特別会計、企業会計予算、その他平成27年度の補正予算や条例関係など、合わせて46件の議案を提案させていただいております。

まず、町の平成27年度の一般会計補正予算では、国の補正予算であります「地方創生加速化交付金」を活用した事業として、総額8,000万円を計上させていただきま

した。この内容につきましては、全国の自治体の参考になるような先駆性を考慮し、このたび、国へ申請を行っている2事業となっております。

まず1つ目の「若狭と京を結ぶ鯖街道熊川宿生き活きプロジェクト事業」では、国際シンポジウムの開催などにより、発酵食文化を通じて、海外をはじめ関係自治体や民間企業との連携強化・継続によって、交流の拡大と地域の自立に繋げてまいります。また、葛・鯖などの伝統的食材による特産品開発や熊川の空き家などの地域資源を活用し、次世代の定住に繋げるための事業を展開してまいります。

次に、「天空と奇跡の湖でつなぐ出逢いと縁結びの～7～セブンリゾートプラン事業」では、レインボーライン、水月湖の年縞やレイククルーズなど三方五湖周辺の地域特有の観光資源を見出した上で、新しいエリアの魅力をつくり出し、そして、新たな集客層の開拓によって、町の賑わいと人と人との交流を創出し、定住促進を図る事業として展開してまいります。

これらの事業につきましては、現在、国に申請をしている状況であり、国からの採択を受けることになりましたら、平成28年度予算と一体的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、平成28年度の予算規模でございますが、一般会計は95億6,153万3,000円で、昨年の当初予算と比較して3.9%の減となっております。

特別会計では、11会計合わせて55億1,546万2,000円で、昨年当初予算との比較では0.7%の減となっております。

企業会計では、3会計の歳出ベースで10億4,198万4,000円と昨年当初予算との比較では9.2%の減となっております。

それでは、施策事業の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

平成28年度におきましても、「若狭町まちづくりプラン」に基づく施策の実施と併せて、昨年策定いたしました「若狭町総合戦略」の具体的事業の実行に向けて、各種の事業を展開してまいります。

まず、少子化対策の観点からは、晩婚化や未婚化をできるだけ解消し、結婚の促進を図るため「ふるさとウェディング応援事業」を継続いたします。さらに、高齢化が進む中において、交通弱者の足となる公共交通を確保するため、昨年8月から試行している新たな公共交通体系であります「デマンド型タクシー」を平成28年度以降も継続し、きめ細かな移動手段の確保を図ってまいります。

次に、嶺南地域における広域行政の推進についてであります。自治体の財政状況が厳しくなる中、少子高齢化や若者の流出や原子力発電所の停止など嶺南地域を取り巻く

環境が大きく変化しております。中でも人口の減少は、町や地域の活動を低下させるものであり、その対策は既存の住民サービスの維持にとどまらず、新たなニーズへの対応も不可欠であります。そのため、人口減少対策の取り組みには、十分な財源を必要とするものであり、それに伴う自治体の財政効率化は避けて通れない重要な共通課題であります。

また、人口規模が小さな自治体で構成される嶺南地域の市町にとって、人口減少問題や自治体の財政効率化を市町単独で進めることは難しく、効果的な自治体の連携を進めることも必要不可欠であります。そのため、これまでに新たな自治体の連携について、嶺南6市町で検討を進めてきており、今後、嶺南地域における自治体連携の新たな形として広域連合の立ち上げを目指しているところであります。

また、6市町の市長、町長で構成する嶺南地域広域行政推進委員会においては、人口減少対策に関する研究も進めており、若者や女性の定住、移住の促進、観光客誘致による交流人口の拡大など、広域的な視点から取り組むべき方策を具体的に検討しております。

また、財政の効率化や行政サービスの維持、向上を目的とした共同処理に関しましては、一般廃棄物処理や有害鳥獣処理あるいは介護認定審査事務、電算システムなど幅広い分野において、具体的な調整、協議を深めているところであります。

限られた財源、限られたマンパワーをうまく活用し、人口減少社会においても嶺南地域が持続的に発展できる仕組みづくりを実現するため、できるだけ早い時期を目標として広域連合の設立を目指し、引き続き議論を加速させてまいります。

次に、若狭町におきまして、かねてより大きなプロジェクトとして進んでおりますものに、舞鶴若狭自動車道（若狭さとうみハイウェイ）三方五湖パーキングエリアスマートインターチェンジの整備と県営河内川ダムの整備があります。

三方五湖パーキングエリアスマートインターチェンジの整備につきましては、一昨年7月の舞鶴若狭自動車道（若狭さとうみハイウェイ）全線開通以来、多くのドライバーの方に、この自動車道を利用いただいております。スマートインターチェンジの整備により、より利便性が向上し、今後ますますの交流人口の増加に大きな効果が見られるものと期待をいたしております。

スマートインターチェンジの完成は平成30年3月を目標にしており、平成28年度からは、いよいよ本格的な工事に入っております。今後も、中日本高速道路株式会社と連携を密にしながら着実に事業を進めてまいります。

次に、県営河内川ダム整備につきましては、長い年月を要しましたが、昨年11月2

日に定礎式が行われました。町の長年の悲願でありますこの河内川ダムが、平成31年度の完成に向けて、着実に進んでいくものと考えております。また、ダムの完成に合わせて、ダム周辺の整備につきましても、国、県、地元とも協議を重ねながら進めていきたいと考えております。

現在検討しております計画の中の一つに、ダム周辺への広葉樹の植栽があります。ダム周辺に広葉樹を植栽することで、ダムの水面と季節に応じた美しい木々のコントラストが彩るすばらしい景観が形成されることになるかと私は思っております。このような植栽計画は、河内川ダム周辺にとどまらず、若狭町全体として取り組むことを今後計画していきたいと考えております。

次に、観光振興につきましては、平成27年度に策定をいたしました「若狭町観光振興ビジョン」をもとに、若狭町の自慢である自然景観と歴史遺産及び豊富な食材を的確に情報発信することにより、各方面から誘客を促進し交流人口の拡大を図ることで、更なる地域経済、産業の活性化と発展に繋げていく必要があると考えております。特に、日本国内で急増する海外からの観光客をさらに誘客するため、「若狭町外国人誘致プロモーション実行委員会」により従来の台湾へのプロモーションに加え、香港や欧米からの誘客を促進してまいります。

今後ますますインバウンドの増加が考えられることから、団体客や教育旅行に限らず個人旅行客を増やすため、若狭町自慢の景観や世界遺産「和食」の食材などをSNSなどの活用により情報発信を行うとともに、世界的な観光都市「京都」からの地の利を活かし、各方面からの誘客に力を注いでまいりたいと考えております。

また、昨年3月には、町内で2つ目となる道の駅「三方五湖」が三方湖畔、縄文プラザにオープンをいたしました。若狭地方を代表する景勝地であります「三方五湖」や「常神半島」の玄関口として、地元のものを取り揃えた免税対応の直売所や総合観光案内所により、訪れた観光客に優しく、そして、地域住民にも愛される「道の駅」を目指し、より一層賑わいをつくり出してまいります。

もう1つの道の駅「若狭熊川宿」は、昨年4月に日本遺産の認定を受けております鯖街道の核の一つとして、展示資料館や四季彩館のリニューアルを平成27年度内の完成を目指し実施しております。展示資料館は海外からの観光客にも人気のある漫画、アニメを基調とした内容とし、高齢者から子供までわかりやすく鯖街道の変遷を解説し、「熊川宿」をPRしてまいります。

今後は、この2つの道の駅を観光情報発信の拠点とし、連携したイベントなどの開催により、更なる交流人口の拡大に取り組みたいと考えております。

また、舞鶴若狭自動車道（若狭さとうみハイウェイ）の全線開通を契機とし実施中の「観光まちなみ魅力アップ事業」は、平成28年度が最後の年となることから、総仕上げとして三方五湖周辺を中心に若者たちがデートスポットとして全国から訪れるようハード・ソフト両面から整備を進めるとともに、5年間の検証も合わせて実施をいたします。

また、町の産業と交流を活性化するイベントの一つでもあります、5月に開催する若狭三方五湖ツーデーマーチは、平成28年度で第25回を迎えることから、記念大会としてコースやイベント内容など趣向を凝らし賑やかに実施いたします。

観光は若狭町の「基幹産業」の認識のもと、関係者だけでなく住民総ぐるみで訪れた観光客をおもてなしするとともに、いろんな分野で活躍する東京若狭会や若女将インターンシップ研修生とも情報を共有し、従来のやり方にとらわれない観光振興のあり方を探っていきたいと考えております。

次に、防災についてであります。昨年度、本町におきましては、幸いにも大きな災害を受けることはありませんでしたが、全国的に見ますと、台風やゲリラ豪雨による災害が大きくなる傾向にあります。そこで、行政と住民が一体となった防災対策の推進について、平常時から危機管理体制の強化に努めてまいります。特に、災害時には自助・共助が最も大きな力を発揮することから、今後も自主防災組織を育成していくこととし、防災訓練を通じて、地域防災力の強化を図ってまいります。

次に、原子力防災についてであります。昨年も県が行う原子力防災訓練が実施され、安定ヨウ素剤の配付訓練などを行いました。今後とも、原子力防災について住民への周知を図るとともに、原子力防災訓練などの実施を通じて原子力防災計画の検証を行い、より実効性のある計画となるよう努めてまいります。

次に、廃棄物の処理についてであります。平成26年度に小浜市に設置されました「廃棄物処理広域化準備室」におきまして、「一般廃棄物処理広域化基本計画」を策定し、平成27年度には「可燃ゴミ処理施設の基本構想」を策定しております。今後は、いよいよ交付金事業に着手する準備として、「循環型社会形成推進地域計画」を策定するとともに処理施設の建設用地を選定してまいります。

次に、住宅施策についてであります。快適な住まいの提供は若者定住の重要な施策の一つと考えております。集合住宅につきましては、あじさい団地が建築後30年を経過し、上下水道の配管が老朽化しており、平成27年度と平成28年度の2カ年計画で改修工事を進めております。また、町営住宅につきましても適正な管理のもと、居住性の確保に努めてまいります。

次に、農林水産関係であります。国では環太平洋連携協定（ＴＰＰ）の大筋合意を受けて、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な政策を進めようとしております。町でも意欲ある経営者が可能性と潜在力を遺憾なく発揮できるように、体質強化を図り「攻めの農林水産業への転換」を目指しております。今後は、平成３０年度からの「米の需要に応じた生産」と「収入保険制度の導入」に向けて、農業経営体の育成と生産コストの低減が急務の課題となっております。このため、若狭町でも各集落で作成していただいた「人・農地プラン」をもとに、農地中間管理事業による農地の集積・集約を推進して、意欲ある農業経営体の育成を進めてまいりました。現在、４３名の認定農業者、２６個の農業生産法人、５つの集落営農組織、２４名の担い手、合計９８個の意欲ある農業経営体が育っております。

今後は、これらの経営体を「収入保険制度」に向けて国の基準となる４０ヘクタール以上の経営体となるよう、規模拡大のための支援を図ってまいります。そのため、主食用米の生産だけでなく、飼料米、トマトやネギ、加工用キャベツなどの園芸作物の推進や環境に優しい「環境保全型農業」の推進などにより、経営感覚に優れた経営体の育成を図ってまいりたいと考えております。

また、かみなか農楽舎での農業体験事業については、県外から多くの参加者が来られており、農業後継者の育成施設としてだけでなく、町内への交流人口の大きな受け皿となっております。そのため、平成２８年度からかみなか農楽舎へ職員を派遣し交流人口の増加と研修生の募集強化を図り、かみなか農楽舎のなお一層の充実を図りたいと考えております。

鳥獣被害防止対策につきましては、今後も有害鳥獣の捕獲隊員の確保と獣害防止柵の未整備地区への事業推進を図ってまいります。

林業につきましては、引き続き森林整備と木材の搬出利用に力を入れ、景観保全だけではなく木材利用の啓発も図ってまいります。さらに、県内でのバイオマス発電での活用に向け、これまで森林整備で未利用であった間伐材につきましても搬出利用を促進していきたいと考えております。

水産業の振興につきましては、近年被害が広がっている「磯焼け」による漁場や魚の産卵場所の消滅を改善し、漁業者の所得の安定を目的に、大規模な藻場の再生事業に力を入れてまいります。平成２８年度には、世久見におきまして、県による藻場造成のための生息環境調査を行い、平成２９年度より整備に着手する予定であります。これにより、貝類をはじめとする安定した漁場が確保され、民宿や直売所で提供される食材も、さらに豊富なものになると期待をいたしております。

次に、若狭町最大の特産品であります「福井うめ」につきましては、平成26年10月に策定した「若狭町梅振興ビジョン」に基づき、さまざまな課題に取り組んでおります。特に後継者対策につきましては、「地域おこし協力隊」の若い力により産地の活性化に繋げていきたいと考えております。今後も、生産者、販売事業者、行政などが一体となり、「梅振興ビジョン」に基づく各種施策を推進してまいります。

食育・地産地消の推進につきましては、生産者や学校、行政などの関係者で組織する「若狭町食育連携会議」を中心に、地元食材を積極的に学校給食や食生活に取り入れ、次の世代を担う児童生徒、園児たちのふるさと意識の高揚を図っていきたいと考えております。

熊川葛、山内かぶらなど伝統的食材につきましても、県や関係機関との連携を図りながら、特産品の開発を進め、更なる振興と地域の活性化を推進してまいります。

商工振興につきましては、現在、わかさ東商工会が中心となり、経営改善普及事業や地域振興事業に取り組んでいただいているところであります。平成29年4月から消費税率が10%となることが決定され、個人消費の減少による景気の後退が懸念されておりますが、引き続き地域内の消費拡大と小規模事業者などの成長発展のため、美浜町と連携をとり商工会の運営について支援をしていきたいと考えております。

続きまして、福祉に関しましては、地域住民の繋がりの方をを活かし、高齢者や障害者が住みなれたこの町で、心豊かに安心して暮らすことができるように福祉サービスの充実を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、年々高齢化率が増加しており、これに比例して介護保険の要支援、要介護の認定者数も増加しております。高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の重点目標、若狭町らしい「地域包括ケアシステム」の構築に向け、より効果的な介護予防活動や重度化抑制のための取り組み、併せて生活支援サービス体制の見直しを実施し、高齢者福祉事業の充実を図ってまいります。老人クラブ事業やサロン活動事業、また見守り活動につきましても、民生委員さんほか福祉関係者や集落とさらに連携し、きめ細かい地域の活力を含めた支援体制を継続していきたいと考えております。

障害者福祉につきましては、全ての町民に対し、障害があっても無くてもあたり前に同じように生活できるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、障害についての正しい知識の普及・啓発活動を促進いたします。障害者の皆さんが安心して自立した生活が送れるように、就労支援などの課題に対応した広域的なサービスの提供に取り組んでまいります。

また、困難を抱える子供・若者に対しましても、家族や関係者との連携を密にし、

個々に応じた自立と就労に向けた支援を柔軟に行ってまいります。

子育て支援対策につきましては、子供を安心して生み育てられる環境をつくり上げていくために「若狭町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子供一人一人の幸せと健やかな育ちが保障される社会の実現を目指してまいります。

子育て世帯の経済的負担の軽減策としましては、「児童手当」や「子ども医療費助成」「出産祝金支給」などを継続実施し、併せて「第3子以降の保育料無料化」など「3人っ子応援プロジェクト」として、子供の多い世帯への子育て支援も継続をいたします。

保育所におきましては、「生きる力を育てる」ことを理念とし、子供の年齢や成長に応じ、自然の中で、仲間とともに遊び、学び、育つ「若狭里っ子保育」を保護者の皆さんとも十分連携を図りながら実施してまいります。特にコミュニケーションが苦手だったり、行動が衝動的など、特に支援が必要な子どもにつきましては、保護者の皆さんの御理解のもと、心理職・言語聴覚士などの保育カウンセラーから指導を受けるとともに、関係機関と連携を強化し、高度な支援に取り組んでまいります。

また、平成28年度からは、「明倫保育所」を「明倫保育園」として、社会福祉法人明倫福祉会により運営していただきます。町としましても、民間保育所の保育環境や保育内容、安全対策などを十分に把握し、適正かつ円滑な保育が提供されるよう、必要な助言・指導などに努めてまいります。

次に、健康施策について申し上げます。少子高齢化が年々加速し、団塊の世代が65歳に到達する中、健康で長生きする若狭町を目指すため、住民一人一人の健康を守る活動を支える健康施策は非常に重要な課題となっております。

母子保健としましては、「子は宝」。このことを実感して、この町で子育てする人が増えていくよう、子育て世代の町民が健診や育児教室などの保健事業を通して「若狭町は子供の成長発達を学ぶ機会が充実していて、安心して子育てできる町だ」と実感してもらえるよう、一層きめ細やかな事業を実施してまいります。

また、成人保健としましては、「年縞・健康・しまっぺいこう」のキャッチフレーズを掲げ、データヘルス計画に基づき、町民が自分の体に合った健康管理を実践していけることを目指します。具体的には、全ての町民の健康づくりを応援するため、必要な情報を発信し、地域の皆さんと連携を図りながら、「わがまち健康づくり応援事業」に取り組んでまいります。

次に、上中病院の事業体制の見直しを中心とした、本町が取り組もうとする医療・介護サービスの提供体制について申し上げます。

高齢化社会を迎え、この重要課題に対応するため、これまで市内に「包括的地域医療

体制検討委員会」を設け、そこで検討された内容を具体的に実現するため、昨年6月に「在宅ケア推進会議」を設置し、さらに協議を重ねてまいりました。上中病院につきましては、本年4月より19床の有床診療所とし、入院医療にも対応するとともに、切れ目のない医療・介護の各サービスを提供していきたいと考えております。

具体的には、やすらぎセンターを活用し介護を必要とする方が、個々の能力に応じて、自立した日常生活が送れるよう身体回復訓練を行う「通所リハビリテーション事業」を新たに開設します。また、適切な介護サービスが総合的に受けられるよう介護計画を作成し、実施施設などと連絡調整を行う「居宅介護支援事業所」や、住みなれた自宅で、手厚い看護サービスやリハビリテーションを提供する「24時間対応の訪問看護ステーション」を置き、地域住民の皆さんに安心して生活が送れるよう全力を尽くしてまいります。

特に、これらの事業を実効あるものにするためには、上中診療所と三方診療所、さらには福祉課や健康課など、関係各課が連携し、一体となって事業を展開する必要があります。そのため、国や県に先駆けて、本町の健康長寿社会を形成するため、本年4月から新たな行政組織として、「地域医療・介護センター」を新設し、国が提唱する、医療と介護の更なる連携に向けて、先進的に取り組んでまいります。

今後ますます、医療・介護を必要とする高齢者の方が確実に増加をしてまいります。保健・医療・福祉が連携し、住みなれた地域で、住まい、予防、医療、介護、生活支援が総合的に提供できる仕組みであります「地域包括ケアシステム体制」の整備に向け、大きな一歩を踏み出したいと、私は決意を新たにしております。

次に、水道事業におきましては、「安心・安全な水道水の供給」を図るとともに、「快適な生活空間・水循環社会の創造」を目指して施策を進めてまいります。

水道及び簡易水道事業では、上水道の安定的な供給を図るため、老朽化した機器と配水管の更新を進めてまいります。特に水道事業におきましては、有田地係の鳥羽川に架かっております水管橋の更新を計画しております。

また、公共下水道事業では、合併前から使用してきました三方地域の下水道監視システムが老朽化しているため更新を行い、より一層、維持管理の適正化を図る計画を立てております。

今後とも、各種上下水道事業の適正な維持管理業務の持続と経費節減に努めるとともに、人口の減少、施設の老朽化など、将来を見据えた維持管理業務の広域化や施設統合化の検討を進めてまいります。

次に、本町の教育行政につきましては、平成27年度に策定をいたしました若狭町教

育大綱の実現に向けた施策を進めてまいります。

まず、学校教育では、第1に「未来を拓く生きる力」を育てる教育を進めてまいります。「自己選択力」「自己決定力」「自己責任力」を持ち合わせた人材育成のため、考える力及び自分の考えや意見を人に伝える力を身につける課題解決型学習などを推進してまいります。

第2に、ふるさと教育を推進してまいります。ふるさとの持つすばらしさや、先人が築いた歴史や伝統文化に触れる機会、職場体験などを通じて、ふるさと若狭町に誇りを持ち、ふるさとを愛する人材を育ててまいります。

第3に、グローバル化社会に対応する教育の推進を図ります。国内外を問わず、交流が活発化してきている時代に対応できる人材を育てるため、ALTの活用などによる、自国の文化への理解と寛容的態度の育成と英語教育の充実を図ってまいります。

第4に、安全・安心で楽しく学べる教育環境づくりを推進してまいります。いじめの早期対応や不登校児童生徒、気がかりな児童生徒への支援を目的とし、適応指導教室の運営や特別支援教育の充実を図り、関係機関との連携を密にした、個々に合ったきめ細かい支援に繋げていきたいと考えております。

また、学校施設につきましては、教育環境の充実を図るため、上中中学校の改修事業に取り組んでまいります。さらに、情報化時代に合ったICT機器の整備・更新を行い、グローバル化社会や課題解決型学習などの推進に対応してまいります。

次に、社会教育では、地域力を高める教育の充実を図ってまいります。

町民の皆さんが生涯を通じて生き生きと暮らし、互いに学び合うことのできる町を実現するため、豊かな自然や文化などの地域資源を活用し、さまざまな学習機会を提供するとともに、子供の健全育成を支える基盤づくり、地域活力の向上を図ってまいります。特に本年度は社会教育団体の学習や交流の拠点として、また、更なる人材の育成拠点として、中央公民館の改修事業に取り組んでまいります。

次に、社会体育分野では、平成30年に開催される「福井しあわせ元気」国体を契機とし、生涯スポーツを支える環境づくりや、健康で生きがいのある豊かな人材育成を図ってまいります。特に福井国体の成功に向けた町民意識の高揚と競技力の向上を図るため、県チャンピオン大会など「グラウンドゴルフ」や「ゲートボール」の大規模な大会を、若狭さとうみパークを中心に開催したいと考えております。

続いて、歴史、文化関係であります。昨年4月に、「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食国若狭と鯖街道～」が文化庁の日本遺産の第1号の認定をいただきました。御承知のように日本遺産とは、2020年の東京オリンピックに向けたクールジャ

パン戦略の一環として、個々の文化財を大きな物語の中で演出させ、その地域の魅力を国内外に発信することにより、文化と観光振興などの活性化に繋げることが目的の文化庁の新たな制度であります。

この日本遺産の認定を大きな追い風としまして、御食国の原型のあかしとしての膳臣の古墳群と、海を超えてもたらされた多くの豪華な出土品、京の都への鯖街道の中継拠点としての熊川宿、また現代まで地域の住民の皆さんに継承されてきた伝統文化などの歴史と文化遺産を保存しながら、歴史的ブランドとして活用を図っていきたくと考えております。

また、世界の地質年代の標準となった水月湖の年縞につきましては、その展示館を縄文博物館と隣接する形で、県が建設することとなりました。この世界的にも価値のある水月湖の「年縞」を「恐竜」と肩を並べる福井県の観光資源となるよう、今後、県とも十分に連携し、広く周知をまいります。

三方五湖につきましては国指定の名勝であり、国定公園、さらにはラムサール条約登録湿地であり、その多彩な価値をより理解いただけるような磨きをかけていきたいと考えております。

いずれにしましても、若狭町の歴史遺産と自然遺産は国内は言うに及ばず、国外でも貴重な価値として評価をいただいているものばかりです。今後は世界に誇れる、これら若狭町の地域資源を、さらにしっかりとした保存体制のもと活用を進め、国内外に発信していきたいと考えております。

次に、パレア若狭による芸術・文化活動についてであります。パレア若狭は、健康・福祉・芸術・文化の総合的な拠点施設として、そして気軽に文化・芸術に触れる場とさまざまな交流が生まれる場として、活気あふれる施設運営を展開しており、昨年オープン10周年を迎えました。今後も住民ニーズを踏まえて、町内文化施設や文化団体などと連携しながら、さらに文化的な魅力ある多彩な催し物を開催し、来場者や交流人口が増えるよう取り組んでまいります。

町立図書館三方館におきましては、中央公民館の耐震改修工事に併せまして改修を行う予定であります。三方地域の文化活動の拠点として機能を拡大・強化し、町民が気軽に利用できるような交流の場として、幅広く活用していただけるよう進めてまいります。

最後に、現在、地方自治体は若狭町に限らず厳しい財政状況に置かれ、創意と工夫を持って運営していくことが不可欠です。平成28年度も地方を取り巻く情勢の厳しさは変わらないものでありますが、「若狭町まちづくりプラン」、そして「若狭町総合戦略」の指針のもと活気ある若狭町を持続して、将来に繋がるアクションを起こしていきたい

と思っております。

今後も窓口業務をはじめ、職員一同、明るく元気で笑顔一杯の親切丁寧な対応を心がけ気軽に役場へ足を運んでいただき、住民の方々と一体となって「若狭町」をつくり上げていく所存であります。

以上、平成28年度の町政運営にあたりまして、施政方針並びにその取り組みについて申し上げます。私は、町民の皆さんが自ら参画し、安心できる「みんなで創るみんなのまち」を目指し、「次世代の定住促進」と「住民自治の推進」を柱に若狭町のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様をはじめ、町民の皆さんの御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。長時間、御清聴ありがとうございました。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（清水利一君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い、議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、8番、福谷 洋君、9番、武田敏孝君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（清水利一君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日3月1日から3月23日までの23日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの23日間に決定しました。

～日程第3 承認第1号～

○議長（清水利一君）

日程第3、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例等の一

部を改正する条例の一部改正について)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま上程されました承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

若狭町税条例等の一部を改正する条例の一部改正につきましては、「地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しについて」の総務省通知により条例の一部改正が必要となり、平成27年12月28日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定に従い報告申し上げ、議会の承認を求めます。

以上、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（清水利一君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決します。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について）」は、原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について）」は、原案のとおり承認することに決定しました。

～日程第4 議案第1号～

○議長（清水利一君）

日程第4、議案第1号「平成27年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」から日程第13、議案第10号「平成27年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第3号）」までの10議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、ただいま一括上程をされました10議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号から議案第10号までの10議案につきましては、平成27年度の一般会計及び各会計の補正予算であります。

まず、議案第1号「平成27年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億2,996万8,000円を増額し、予算総額を11億8,387万円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、総務費では、ふるさと納税推進事業で4,077万3,000円の増額、財政調整基金費で2億6,643万1,000円の増額、自治体情報セキュリティ強化対策事業で1,270万円の増額、また、地方創生加速化交付金関係におきまして、若狭と京を結ぶ鯖街道熊川宿生き活きプロジェクト事業に4,000万円、天空と奇跡の湖でつなぐ出逢いと縁結びの～7～セブンリゾート事業に4,000万円などで、このほか、各種事務事業の精算により総務費全体では4億1,548万1,000円の増額となりました。

民生費では、低所得高齢者向けの臨時福祉給付金給付事業で6,007万7,000円の増額、後期高齢者医療事業で1,336万1,000円の増額などで、このほか、各種事務事業の精算により民生費全体では7,073万4,000円の増額となりました。

衛生費では、公立小浜病院組合負担金が4,130万円の増額、また、美浜・三方環境衛生組合負担金の減額など、各種事務事業の精算により衛生費全体では2,885万円の増額となりました。

農林水産業費では、園芸産地総合支援事業で6,383万円の減額、農地集積集約化対策事業で4,617万3,000円の減額、農村振興総合整備統合補助事業で1,500万円の減額など、各種事務事業の精算により農林水産業費全体では1億2,403万3,000円の減額となりました。

商工費では、各種事務事業の精算により全体で40万6,000円の減額となりました。

土木費では、道路改築事業で3,390万円の減額、三方パーキングエリアスマートインターチェンジ整備事業で1,993万4,000円の減額など、各種事務事業の精算により土木費全体で6,465万円の減額となりました。

消防費では、各消防組合の負担金などの精算により全体で765万4,000円の減額となりました。

教育費では、教育関連施設の修繕や備品購入、その他各種事務事業の精算により全体で1,114万9,000円の増額となりました。

災害復旧費では、事業の精算で45万2,000円の増額となりました。

次に、歳入についてであります。増額するものとしましては、町税では特別土地保有税で2億6,576万8,000円の増額のほか、各種税の精算により町税全体で3億723万7,000の増額となりました。また、配当割交付金で500万円の増額、株式等譲渡所得割交付金で700万円の増額、自動車取得税交付金で1,000万円の増額、地方交付税で600万円の増額となっております。また、使用料及び手数料では、保育料の歳入科目の変更等に伴い7,721万6,000円の増額となります。

また、国庫支出金につきましては、地方創生加速化交付金や低所得高齢者向けの臨時福祉給付金給付事業補助金の増額のほか、各種事業の精算により1億1,188万2,000円の増額となります。

さらに、寄附金につきましては、ふるさと応援基金事業寄付金で2,650万円の増額など、全体で2,820万円の増額となっております。

次に、減額する主なものとしましては、保育料の歳入科目の変更や事業の精算に伴い、分担金及び負担金で8,431万6,000円の減額、また、事業の精算等で県支出金では9,097万9,000円の減額、繰入金では1,004万8,000円の減額、町債では4,650万円の減額といたしました。

次に、議案第2号「平成27年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,881万6,000円を追加し、予算総額を21億3,711万3,000円とするものであります。

歳出の主なものは、共同事業拠出金で1,860万6,000円の増額などで、ほか精算に伴うものであります。

次に、議案第3号「平成27年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ50万6,000円を追加し、予算総額

を1億6,488万1,000円とするものであります。歳出の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

次に、議案第4号「平成27年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ617万7,000円を追加し、予算総額を1億1,142万1,000円とするものであります。主な内容につきましては、診療収入の増加に伴い、歳入による繰入金の減額及び歳出による積立金の増額などとなっております。

次に、議案第5号「平成27年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ19万円を追加し、予算総額を19億2,831万6,000円とするものであります。内容につきましては、保険給付費の歳出項目の調整などによるものであります。

次に、議案第6号「平成27年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の予算額に変更はありませんが、歳出項目の調整を行ったための補正であります。

次に、議案第7号「平成27年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の予算額に変更はありませんが、歳出項目の調整を行ったための補正であります。

次に、議案第8号「平成27年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ18万4,000円を追加し、予算総額を5億5,283万9,000円とするものであります。内容につきましては、歳出項目の調整などによるものであります。

次に、議案第9号「平成27年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の予算額に変更はありませんが、歳入項目の調整を行ったための補正であります。

次に、議案第10号「平成27年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第3号）」であります。収益的支出におきまして、人件費を714万9,000円の減額、また、資本的支出におきまして、備品購入費を239万5,000円増額補正するものであります。

以上、一括上程されました10議案につきまして説明申し上げましたが、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（清水利一君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の10議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております10議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております10議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第14 議案第11号から日程第29 議案第26号～

○議長(清水利一君)

次に、日程第14、議案第11号「若狭町行政不服審査会条例の制定について」から日程第29、議案第26号「成出園地施設条例の廃止について」までの16議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

ただいま一括上程をされました議案第11号から議案第26号までの16議案について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第11号「若狭町行政不服審査会条例の制定について」であります。本案は、行政不服審査法の施行に伴い、条例の制定が必要となりますので、この案を提出するものであります。

次に、議案第12号「若狭町宅地分譲事業基金条例の制定について」であります。本案は若狭町宅地分譲事業の円滑な推進を図るため、条例の制定が必要となりますので、この案を提出するものであります。

次に、議案第13号「若狭町パレオ若狭維持管理基金条例の制定について」であります。若狭町パレオ若狭の適切な機能の維持管理に必要な財源を確保し、将来にわたり安全で快適な施設の管理運営及び財政の健全な運営に資するための基金設置に伴い、条例の制定が必要となるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第14号「若狭町訪問看護ステーション条例の制定について」であります
が、寝たきりまたはこれに準ずる状態、及び要介護状態または要支援状態にある高齢者
等に対する訪問看護事業等を実施するための訪問看護ステーションの設置に伴い、条例
の制定が必要となるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第15号「若狭町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部改正
について」であります、企業職員の給与の種類及び基準を一般職の職員の給与に関す
る条例の例によることとするため、条例の改正が必要となるので、この案を提出するも
のであります。

次に、議案第16号「行政不服審査法の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条
例の制定について」であります、行政不服審査法の施行に伴い条例の改正が必要とな
るので、この案を提出するものであります。

次に、議案第17号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
等の一部改正について」であります、平成27年8月6日に出された人事院の勧告に
鑑み、特別職の職員で常勤のもの及び教育長の期末手当の額を改定するため、条例の改
正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第18号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」
であります、同じく平成27年8月6日に出された人事院の勧告に鑑み、一般職の職
員の給料を改定するため、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであり
ます。

次に、議案第19号「若狭町営バス運行管理条例の一部改正について」であります、
若狭町営バスの管理を指定管理者から直営にすることに伴い、条例の改正が必要となる
ので、この案を提出するものであります。

次に、議案第20号「若狭町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す
る条例の一部改正について」であります、行政不服審査会会長及び委員の報酬の新設
並びに学校歯科医及び若狭三方縄文博物館館長の報酬の見直しに伴い、条例の改正が必
要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第21号「若狭町使用料条例の一部改正について」であります、若狭町
斎場及び温泉スタンドの使用料の見直しに伴い、条例の改正が必要となりますので、こ
の案を提出するものであります。

次に、議案第22号「若狭町コミュニティセンター条例の一部改正について」であり
ますが、平成28年4月1日から遊子集落センターを遊子区に移管するため、条例の改
正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第23号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。保育所等における保育士配置要件の弾力化を図る目的と建築基準法施行令の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されるため、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第24号「若狭町国民健康保険診療所条例の一部改正について」であります。平成28年4月1日から、若狭町国民健康保険上中病院が若狭町国民健康保険上中診療所に移行することなどに伴い条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第25号「若狭町サンレイク観光会館・三方駅条例の一部改正について」であります。若狭町サンレイク観光会館・三方駅の改修により、業務体制の変更に伴う条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第26号「成出園地施設条例の廃止について」であります。成出園地の指定管理期間の終了及び施設の老朽化に伴い成出園地施設を廃止したいので、この案を提出するものであります。

以上、一括上程をされました16議案につきまして説明を申し上げましたが、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（清水利一君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の16議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております16議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております16議案については、議案付託表のとおり各常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第30 議案第27号～

○議長（清水利一君）

次に、日程第30、議案第27号「福井県市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま上程されました議案第27号「福井県市町総合事務組合理約の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、福井県市町総合事務組合を組織する組合市町等である「武生・三国モーターボート競走施行組合」が平成28年4月1日付で地方公営企業法の全部適用を受け、公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合に移行、名称を「越前三国競艇企業団」に変更することになったため、組合理約の変更について協議したいので地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

以上、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（清水利一君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案については、議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第31 議案第28号から日程第45 議案第42号～

○議長（清水利一君）

次に、日程第31、議案第28号「平成28年度若狭町一般会計予算」から日程第45、議案第42号「平成28年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」までの

15議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、ただいま一括上程をされました議案第28号から議案第42号までの平成28年度の一般会計及び各会計の予算につきまして説明を申し上げます。

まず、議案第28号「平成28年度若狭町一般会計予算」についてですが、歳入歳出予算の総額を95億6,153万3,000円と決めました。前年度と比較しますと3億9,232万7,000円の減少で、率では3.9%の減少となっております。

では、予算内容につきまして説明をさせていただきます。

まず、歳入の主なものについてですが、町税の総額は17億7,176万4,000円で、前年度に比べ1.6%の増加、地方交付税につきましては、39億6,000万円で1.6%の減少、国庫支出金は6億109万3,000円で9.3%の減少、県支出金は9億8,996万2,000円で21.8%の減少、繰入金は4億3,480万7,000円で5.1%の減少、町債は7億6,690万円で5.0%の増加となっております。

次に、歳出の主なものについてですが、総務費では、12億8,512万7,000円となり、前年度に比べ16.1%の減少となっております。若狭瓜割エコビレッジ推進事業、地域資源活用推進人材育成事業、三方駅改修事業などの減少によるものであります。

民生費では、23億7,359万4,000円となり、国民健康保険特別会計繰出金、民間保育所運営事業の増加などにより3.0%の増加となっております。

衛生費では、12億5,826万6,000円となり、清掃総務費の負担金の増額などで9.5%の増加となりました。

農林水産業費では、9億6,697万1,000円となり、園芸産地総合支援事業の減少などにより13.7%の減少となっております。

商工費では、2億2,960万1,000円で、観光まちなみ魅力アップ事業の減少などにより7.1%の減少となっております。

土木費では、7億8,397万4,000円で、国庫補助事業の減少などにより16.5%の減少となっております。

消防費では、3億8,427万円で、0.2%の減少となりました。

教育費では、8億7,351万7,000円で、学校ICT環境整備事業の実施などにより15.2%の増加となっております。

町の借金を返済する公債費では、12億8,239万6,000円となり、7.5%の減少となっております。

平成28年度末の一般会計における地方債残高は119億4,091万5,000円となる見込みであります。

以上が一般会計予算の概要であります。

次に、議案第29号「平成28年度若狭町国民健康保険特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を19億9,397万1,000円とするものであります。

歳出の主なものは、保険給付費で12億3,941万7,000円、後期高齢者支援金等で2億254万円、共同事業拠出金で4億1,763万7,000円を計上しています。

財源となる歳入では、国民健康保険税で3億6,374万円、国庫支出金で3億6,001万5,000円、前期高齢者交付金で4億9,677万5,000円、共同事業交付金で3億8,578万1,000円、一般会計及び基金からの繰入金2億1,182万1,000円などで収支の均衡を図りました。

次に、議案第30号「平成28年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を1億6,433万3,000円とするものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金1億6,266万円及び保険料徴収に係る費用で、これらの財源としまして、保険料1億1,759万8,000円及び一般会計繰入金などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第31号「平成28年度若狭町直営診療所特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を9,656万7,000円とするものであります。三方診療所分で9,356万7,000円、巡回診療所分で300万円を計上しております。医業費などの歳出に対し、歳入で診療収入や一般会計等の繰入金などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第32号「平成28年度若狭町介護保険特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を18億9,191万9,000円とするものであります。介護保険事業勘定に18億5,988万1,000円、介護保険サービス事業勘定に3,203万8,000円を計上して、地域の実情に合った質の高いサービスの提供に努めたいと考えております。

次に、議案第33号「平成28年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を1億4,585万7,000円とするものであります。

歳出では、簡易水道施設の維持管理費に6,523万円などを計上しております。

歳入では、使用料1億3,343万円、一般会計繰入金611万円などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第34号「平成28年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」がありますが、歳入歳出予算の総額を197万円とするものであります。農作業中の事故による傷害を対象に支払われる災害補償費に130万円を計上し、財源には賦課金などを充当するものであります。

次に、議案第35号「平成28年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」がありますが、歳入歳出予算の総額を3億9,937万円とするものであります。

歳出では、排水処理施設の管理費に1億2,994万3,000円などを計上して、施設の適切な運営に努めたいと考えております。

これらの財源として、使用料1億2,828万円及び一般会計繰入金2億3,992万3,000円などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第36号「平成28年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」がありますが、歳入歳出予算の総額を3,700万2,000円とするものであります。

歳出では、排水処理施設の管理費に1,942万円を計上しております。

歳入では、使用料1,898万6,000円及び一般会計繰入金1,758万円などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第37号「平成28年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」がありますが、歳入歳出予算の総額を5億6,430万5,000円とするものであります。

歳出では、下水道処理施設の管理費に1億4,709万4,000円などを計上しております。

これらの財源として、使用料1億2,624万1,000円及び一般会計繰入金3億7,552万3,000円などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第38号「平成28年度若狭町営住宅等特別会計予算」がありますが、歳入歳出予算の総額を1億1,522万6,000円とするものであります。

本会計は、町内の集合住宅、町営住宅及び公営住宅の各施設を管理するもので、歳出では、住宅管理費に8,837万7,000円、公債費に2,664万9,000円などを計上しております。

これらの財源として、使用料9,063万9,000円、基金繰入金1,244万4,000円及び一般会計繰入金1,211万円などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第39号「平成28年度若狭町土地開発事業特別会計予算」がありますが、歳入歳出予算の総額を1億494万2,000円とするものであります。

歳出では、上瀬住宅団地や天徳寺住宅団地などに関する管理費で、7,192万6,000円を計上し、歳入では、分譲地の売払収入として5,010万1,000円のほか、繰越金を計上して、収支の均衡を図りました。

次に、議案第40号「平成28年度若狭町水道事業会計予算」であります。収益的収入及び収益的支出の予定額をそれぞれ1億7,101万7,000円とし、資本的収入の予定額を4,132万9,000円、資本的支出の予定額を1億1,074万7,000円とするものであります。

収益的収入及び支出では、給水施設の維持管理費や減価償却費などの費用を使用料などの収益で賄うものであります。また、資本的収入及び支出では、資本的支出における配水施設改良費で、配水管布設替工事費に2,135万1,000円を計上したほか、配水施設拡張費として県営河内川ダム建設費に係る負担金3,783万円を計上しました。この財源には、国・県補助金3,093万3,000円及び一般会計出資金689万7,000円などを計上するとともに、資本的収入が資本的支出に不足する額は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

次に、議案第41号「平成28年度若狭町工業用水道事業会計予算」であります。収益的収入及び収益的支出の予定額をそれぞれ4,802万9,000円とし、資本的収入及び資本的支出予定額をそれぞれ2,559万9,000円とするものであります。

本会計は、若狭中核工業団地で操業する企業7社に工業用水を供給するもので、各企業への安定供給に向け供給施設の維持管理に努める予算となっております。財源には、給水収益の3,222万2,000円をはじめ、県営河内川ダム建設に係る国、県からの補助金などを計上しております。

議案第42号「平成28年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」であります。この会計につきましては、平成28年4月より、上中病院を診療所化することに伴い、会計名を変更しております。予算の内容につきましては、収益的収入の予定額を5億4,496万1,000円、収益的支出の予定額を5億6,050万3,000円、資本的収入の予定額を8,910万9,000円、資本的支出の予定額を1億2,608万9,000円とし、資本的収入が資本的支出に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金取崩、建設改良積立金取崩などで補填するものであります。

以上、一括上程されました15議案につきまして説明を申し上げましたが、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（清水利一君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の15議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております15議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております15議案については、議案付託表のとおり予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第46 議案第43号から日程第48 議案第45号～

○議長(清水利一君)

次に、日程第46、議案第43号「町道路線の認定について」から日程第48、議案第45号「財産の処分について」の3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、ただいま一括上程をされました議案第43号から議案第45号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第43号「町道路線の認定について」であります。本案は、新たに3路線を町道としたいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第44号「町道路線の変更について」であります。2路線の町道を変更したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第45号「財産の処分について」であります。平成28年4月1日から、遊子集落センターを遊子区に移管したいので、この案を提出するものであります。

以上、一括上程されました3議案につきまして説明を申し上げましたが、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(清水利一君)

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の3議案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております3議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております3議案については、議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

○議長(清水利一君)

お諮りします。

議案審査のため、明日2日から3月8日までの7日間、休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

異議なしと認めます。よって、明日2日から3月8日までの7日間、休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

(午前11時26分 散会)